

1 趣旨

「ともに生きる社会」の実現に向け、地域で抱える課題や単独市町村では解決できない課題等を把握し、広域的な視点から部局を横断した支援（施策）につなげることを目的とする。

2 協議会の役割

「分野横断的な協議会（仮称）」では、行政の取組状況の報告と意見交換を行うことで、課題や情報の共有化を図るとともに、ともに生きる社会の実現に向けて重点となる課題や分野を越えた対応が必要となる課題について議論し、意見の提案を行う。

【主なテーマ】

- ・市町村における包括的支援体制の整備に対する支援
- ・地域の担い手の人材育成
- ・地域福祉コーディネーターの役割の整理と配置促進
- ・分野横断的に取組むべき事項（買い物弱者対策、ひきこもり支援等）
- ・その他、地域課題に関する事項

また、意見については、福祉 21 推進会議等の庁内横断会議において、施策・事業化について検討する。

3 構成

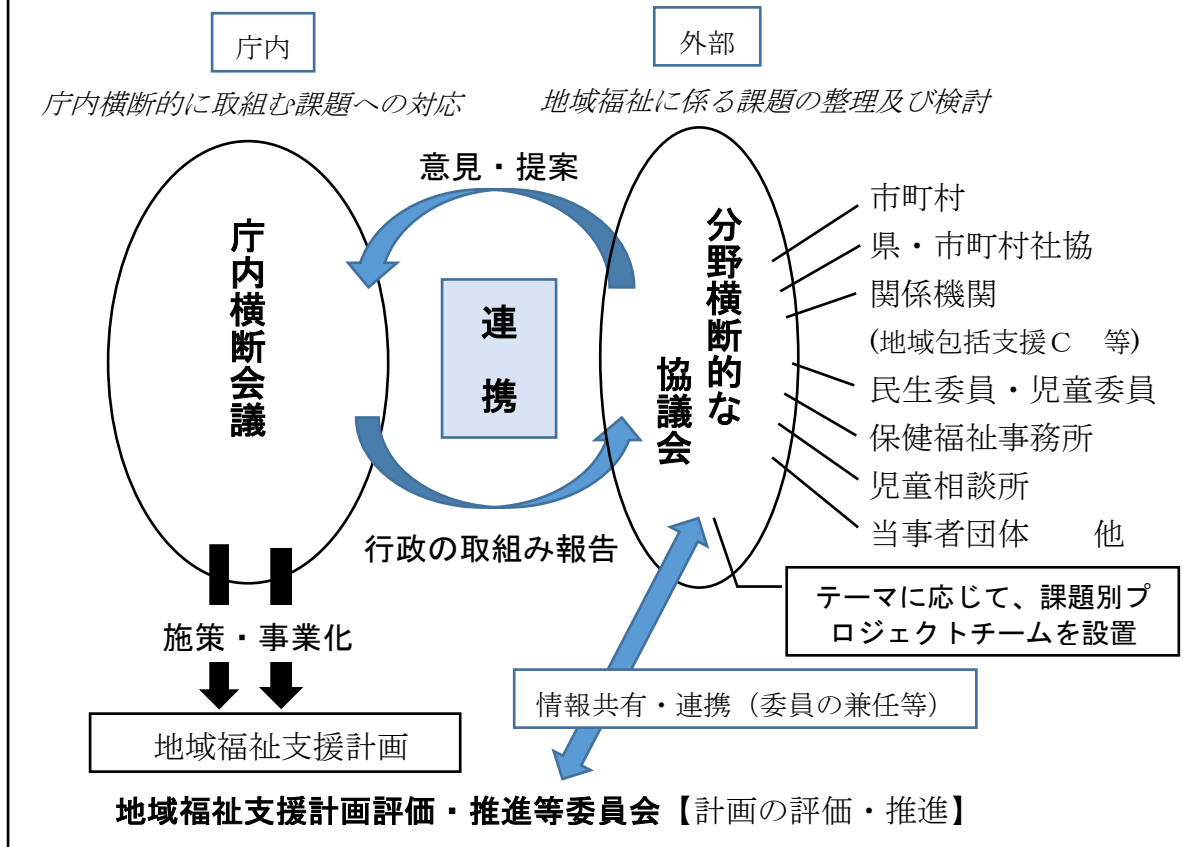
合計 13 名程度を想定

- ・学識経験者… 2 名程度
- ・市町村職員（地域福祉所管課）…市で 1 名、町村で 1 名
- ・県関係機関… 3 名
（保健福祉事務所 1 名、児童相談所 1 名、精神保健福祉センター 1 名）
- ・社会福祉協議会… 3 名
（県社協 1 名、市社協 1 名、町村社協 1 名）
- ・県民児協… 1 名
- ・民間事業者… 2 名
（地域包括支援 C 他）

※構成員については、他の会議や個別計画委員会の委員の兼務を想定

- ・課題によって課題別プロジェクトチームを設置し、調査・協議する。
- ・テーマに応じて、各団体等のヒアリングを実施する。
- ・県の関係各課については、必要に応じて協議会に参加する。
- ・協議会の構成員については、地域福祉支援計画の策定に係る委員や、高齢者保健福祉計画等の委員、その他、関係する会議等の委員を入れることで、他会議等と連携を図る。

【地域福祉を推進する仕組み（イメージ）】



5 スケジュール

・平成 29 年度

2月：計画評価・推進等委員会で意見聴取

福祉 21 推進会議 地域福祉部会での意見聴取

2～3月：協議会要綱作成、委員の調整

検討課題に関する市町村等調査

・平成 30 年度

4月：委員委嘱・委任

5月：第1回協議会実施

6月：第2回協議会実施

庁内会議実施（福祉 21 推進会議 等）

<31年度当初予算要求へ反映>

その後、年度内に2回程度実施予定。（合計4回/年）

6 協議会名称について

案の1 かながわ地域福祉推進協議会

案の2 地域共生社会推進協議会

案の3 とともに生きる社会推進協議会

案の4 とともに生き、支え合う社会推進協議会

案の5 かながわ「我が事・丸ごと」推進協議会